

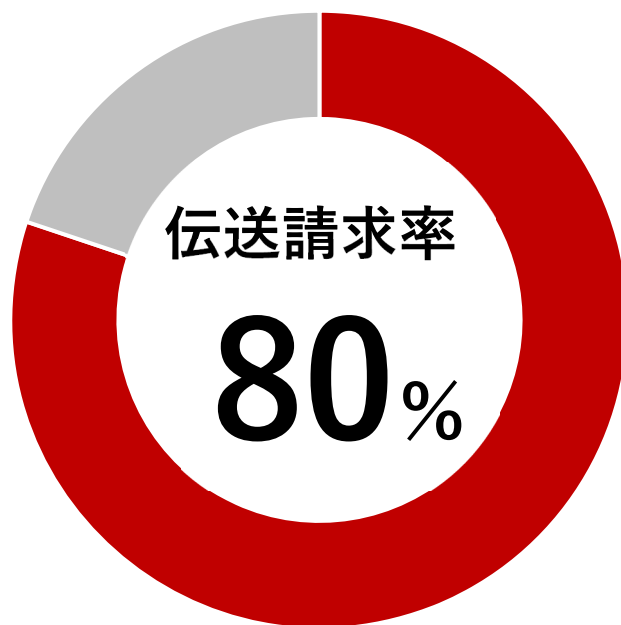
介護請求 みんなどんな方法で請求しているの？

山梨県の介護事業所[※]の

80%

が**伝送請求**をしています。

(インターネット請求)



すでに多くの介護事業所が伝送請求にしています。

詳しくは裏面へ



※令和4年2月に請求のあった介護事業所でみなし指定も含む。

◎ 伝送請求には、多くのメリットがあります。

① 毎月 10 日締切日の 23：59 まで提出できます。

- ✓ この時間までならデータの取消、修正をして再提出も可能です。

② 毎月の支払通知書など各種通知がすぐに受け取れます。

- ✓ システムから確認できるので、郵送に比べ 3 日程度早く受け取れます。

③ 毎月の郵送代がかかりません。

- ✓ 毎月の郵送代くらいで伝送請求が可能です。※1

④ システム操作など困ったときのヘルプデスクがあります。

- ✓ トラブル時に相談できる専用の電話回線があるので安心です。※2

⑤ 「ケアプランデータ連携システム」が利用できます。

- ✓ 支援事業所とサービス事業所間でケアプランの一部情報をデータ連携できます。

※1 伝送請求には、3年間で13,200円（年間4,400円）の電子証明書発行手数料がかかります。
（代理人請求を利用する場合は、上記手数料はかかりません。）

毎月の請求にレターパックライト（370円/通、年間4,440円）使用していた場合と比較。

※2 このヘルプデスクは、国保中央会作成の「介護伝送ソフト」を使用している場合に限りです。

この機会に伝送請求ははじめませんか？



○介護伝送ソフトの購入や購入前の相談については
介護伝送ソフト受付センター：0570-059-405

○上記以外については
山梨県国保連合会 介護福祉係：055-223-2119
本会ホームページ：山梨の国保→介護事業所の皆様へ→インターネット請求
への移行について